

令和 8 年度 第 1 回大崎市地域公共交通活性化協議会

日 時：令和 8 年 5 月 2 2 日（金）

午前 1 0 時 0 0 分～

場 所：大崎市本庁舎 4 階

災害対策本部室

－ 次 第 －

1 開 会

2 挨 拶

3 報 告

（1）大崎市地域公共交通活性化協議会とは…資料 1

（2）大崎市の公共交通について…資料 2

4 議 事

（1）令和 7 年度大崎市地域公共交通活性化協議会事業報告について…資料 3

（2）令和 7 年度大崎市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について…資料 4

（3）大崎市地域公共交通活性化協議会財務規程の変更について…資料 5

（4）令和 8 年度大崎市地域公共交通活性化協議会開催予定について…資料 6

（5）令和 8 年度大崎市地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算について…資料 7

（6）生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」について
…資料 8－1・8－2

（7）第 2 次大崎市地域公共交通計画の策定について…資料 9

5 その他

6 閉 会



大崎市地域公共交通活性化協議会委員名簿

(任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)

No.	区 分	所属職名等	氏 名	備 考
1	学識経験者	公立大学法人宮城大学特任教授	とく なが よし ゆき 徳 永 幸 之	第3条2項1号
2	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社 小牛田統括センター 古川駅長	ほり え ち え 堀 江 千 恵	第3条2項2号
3	一般旅客自動車運送事業者	株式会社ミヤコーバス 北部地区支配人	きく ち とおる 菊 地 徹	第3条2項3号
4		社団法人宮城県タクシー協会 大崎支部長	みず の えい じ 水 野 英 治	第3条2項3号
5	自動車専用道路管理者	東日本高速道路株式会社 東北支社仙台管理事務所長	なか ごみ ひろ ゆき 中 込 博 之	第3条2項4号
6	住民又は利用者の代表	鬼首地域内交通運営委員会会長	たか はし みき お 高 橋 幹 夫	第3条2項5号
7		田尻公共交通運営委員会	お お た たかし 太 田 孝	第3条2項5号
8		古川商工会議所副会頭	ち だ のぶ よし 千 田 信 良	第3条2項5号
9	東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者	東北運輸局宮城運輸支局 首席運輸企画専門官	お やま かず え 小 山 和 恵	第3条2項6号
10	宮城県企画部長が指名する者	宮城県企画部地域交通政策課 地域鉄道担当課長	あ べ ひろ たか 阿 部 博 敬	第3条2項7号
11	一般旅客自動車運送事業者の事業用 自動車の運転者が組織する団体が推 薦する者	宮城県交通運輸産業労働組合協 議会	かわ むら ひで あき 川 村 英 章	第3条2項8号
12	道路管理者（国土交通省）	東北地方整備局仙台河川国道事 務所調査課長	にい くら かつ や 新 倉 功 也	第3条2項9号
13		東北地方整備局仙台河川国道事 務所古川国道維持出張所長	たか いずみ けん 高 泉 賢	第3条2項9号
14		東北地方整備局仙台河川国道事 務所鳴子国道維持出張所長	の ろ かず ひろ 野 呂 和 弘	第3条2項9号
15	道路管理者（宮城県）	宮城県北部土木事務所行政班 班長	さ さ き しげ ゆき 佐々木 茂 幸	第3条2項9号
16	道路管理者（大崎市）	大崎市建設部建設課長	よしめ き ゆう や 吉目木 祐 也	第3条2項9号
17	運送区域を管轄する警察署長が指名 する者	古川警察署交通課長	しょう じ けん じ 庄 司 賢 治	第3条2項10号
18		鳴子警察署交通課長	わた なべ けい 渡 邊 啓	第3条2項10号
19	市長が指名する者	市民協働推進部長	みや の まなぶ 宮 野 学	第3条2項11号
20	関係市町村の長が指名する者	栗原市企画部市民協働課長	さ さ き ふみ え 佐々木 文 恵	第3条2項12号
21		加美町企画財政課長	もり た かず のり 森 田 和 紀	第3条2項12号
22		大衡村企画広報課長	わた なべ めぐむ 渡 邊 愛	第3条2項12号
23		美里町まちづくり推進課長	もん ま ひろ き 門 間 裕 匡	第3条2項12号

大崎市地域公共交通活性化協議会事務局職員名簿

所属職名等	氏 名
市民協働推進部まちづくり推進課 課長	さ とう けん いち 佐 藤 健 一
市民協働推進部まちづくり推進課 副参事 兼陸羽東線利活用推進室 室長	さ さ き たかし 佐々木 崇
市民協働推進部まちづくり推進課 課長補佐	すず き かず ひさ 鈴 木 一 寿
市民協働推進部まちづくり推進課 主幹兼係長	こん の たい すけ 今 野 泰 佑
市民協働推進部まちづくり推進課 主事	みや かわ なつ き 宮 川 夏 喜

大崎市地域公共交通活性化協議会とは

【役割】

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項を協議するもの。

【調査・審議事項】

- （１） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- （２） 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （３） 輸送サービスに係る路線又は営業区域の休廃止等に関する事項
- （４） 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項
- （５） 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
- （６） 地域公共交通利便増進実施計画の作成及び実施に関する事項

【運賃料金部会】

道路運送法の改正に伴い（R5.10.1 施行）、従来、地域公共交通活性化協議会にて協議されていた協議運賃について、独占禁止法上のカルテルにあたらないよう構成員を限定し、別の協議会を設置して協議することとなったため、大崎市地域公共交通活性化協議会に当該運賃について協議を行う運賃料金部会を置く必要があるため、令和 6 年度に規則改正を行いました。

【運賃料金部会で運賃協議が必要になる場合】

- ①新たに協議運賃を適用する路線または区域（以下「協議路線等」という。）を設定して運行する場合
- ②既に運行している協議路線等とは別の経路・区域で協議路線等を設定して運行する場合
- ③既に運行している協議路線等における運賃を改定する場合
- ④（路線定期運行または路線不定期運行のとき）
既に運行している協議路線等の運賃が均一制運賃でない場合において、停留所を新設（移設）する場合（ただし、停留所を移設する際、運賃に変更がない場合を除く）
- ⑤（区域運行のとき）
既に運行している協議路線等の運賃が均一制運賃でない場合において、営業区域の新設（拡大）または運送の区間を新設する場合

○大崎市地域公共交通活性化協議会設置規則

平成 27 年 3 月 25 日

規則第 23 号

改正 平成 29 年 9 月 21 日規則第 41 号

令和 3 年 1 月 13 日規則第 1 号

令和 3 年 6 月 9 日規則第 38 号

令和 6 年 10 月 12 日規則第 42 号

大崎市地域公共交通会議設置規則（平成 23 年大崎市規則第 60 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき，地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り，地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに，地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき，地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項を協議するため，大崎市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（令 3 規則 1 ・一部改正）

（所掌事務）

第 2 条 協議会は，次に掲げる事項について調査審議する。

- （１） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関する事項
- （２） 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （３） 輸送サービスに係る路線又は営業区域の休廃止等に関する事項
- （４） 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(5) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項

(6) 地域公共交通利便増進実施計画の作成及び実施に関する事項

(令3規則1・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 鉄道事業者

(3) 一般旅客自動車運送事業者

(4) 自動車専用道路管理者

(5) 住民又は利用者の代表者

(6) 東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者

(7) 宮城県企画部長が指名する者

(8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が推薦する者

(9) 道路管理者

(10) 運送区域を管轄する警察署長が指名する者

(11) 市長が指名する者

(12) 関係市町村の長が指名する者

(13) その他市長が必要と認める者

(平29規則41・令3規則38・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬の額)

第5条 大崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年大崎市条例第62号）第2条第2項の規定に基づき定める委員の報酬の額は、5,000円とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、あらかじめ会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 会議において協議が調った事項について、委員は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（運賃料金部会）

第8条 旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため、協議会に運賃料金部会を置く。

2 運賃料金部会は、次に掲げる者をもって構成する。

（1） 協議会の会長

（2） 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

（3） 住民又は利用者の代表者

(4) 東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者

(5) 市長が指名する者

3 前2項に定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

(令6規則42・追加)

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民協働推進部まちづくり推進課において処理する。

(平29規則41・旧第9条繰上、令6規則42・旧第8条繰下)

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平29規則41・旧第10条繰上、令6規則42・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(大崎市特別職の職員で非常勤のものの日額報酬に関する規則の一部改正)

2 大崎市特別職の職員で非常勤のものの日額報酬に関する規則（平成18年大崎市規則第44号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成29年9月21日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年1月13日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年６月９日規則第３８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年１０月１２日規則第４２号）

この規則は、公布の日から施行する。

大崎市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大崎市地域公共交通活性化協議会設置規則第10条の規定により、大崎市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(事務局職員)

第3条 事務局長は大崎市市民協働推進部まちづくり推進課長をもって充て、事務局員は大崎市市民協働推進部まちづくり推進課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 事務局の運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

2 事務局長は、前項の規定により専決した事項で必要と認められるものについては、直近の会議に報告しなければならない。

(文書の取扱い)

第5条 協議会の文書記号は次のとおりとする。

大崎交活協

- 2 事務局における文書の收受，配布，処理編集，保存その他文書に関し必要な事項は，大崎市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い等）

第6条 協議会の公印の種類は，会長印とし，公印の名称，形状，書体，寸法，用途，個数及び管理者は別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管，取扱い等については，大崎市において定められている公印の取扱いの例による。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

この規程は，平成27年4月10日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	寸法	用途	個数	看守者
大崎市地域公共交通活性化協議会長の印	大崎市地域公共交通活性化協議会印	方21ミリメートル	会長名をもって発する文書	1	事務局長

大崎市地域公共交通活性化協議会財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、大崎市地域公共交通活性化協議会設置規則（以下「規則」という。）第10条の規定により、大崎市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、補助金、負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度、予算を調製し、年度開始前に協議会の会議に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに大崎市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会の会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充当）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、大崎市の例による。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、大崎市の例により行うものとする。

2 協議会出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（1） 予算整理簿

（2） 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（監査）

第9条 協議会に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監査委員に提出し、その監査を受けなければならない。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（出納閉鎖）

第10条 協議会の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(決算等)

第 11 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、前条の規定による監査の結果を添えなければならない。

3 会長は、第 1 項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに大崎市長に送付しなければならない。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

(予算の調製の特例)

2 協議会が設けられた年度の予算にかかる第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「第 1 回の」とする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費

大崎市の公共交通について



大崎市 市民協働推進部
まちづくり推進課

大崎市の公共交通ネットワーク

■ 広域路線 (関係市町と協議し、利用実態に合わせ随時見直し)

- ・・・広域都市間の移動を支える基幹公共交通軸(JR, 高速バス)
- ・・・一定頻度・等間隔運行による高いサービス水準を確保し、市内と市外を結ぶ公共交通網の骨格となる路線(市民バス, 事業者等路線バス)

■ 幹線路線 (平成21年度に路線, ダイヤ, 料金などの見直しを実施)

- ・・・市内各地域と中心部を結び、日常生活に最低限必要なサービス水準を確保する地域間交通

■ 地域路線

- ・・・市内各地域内において、骨格路線や広域路線に接続して、日常生活に最低限必要なサービス水準を確保しつつ、住民主体により地域ニーズに柔軟に対応する地域内交通(乗合タクシー, グルタク)

■ 中心部路線

- ・・・中心部の市街地について、日常生活に最低限必要なサービス水準を確保する地域内交通(循環バス)

(令和7年4月1日現在)



地域内交通の概要

■大崎市の地域内交通の定義

【運行範囲】

- ・利用者の日常生活圏や効率的な運行といった観点から、基本は
旧市町の区域内を回る路線

【運行目的】

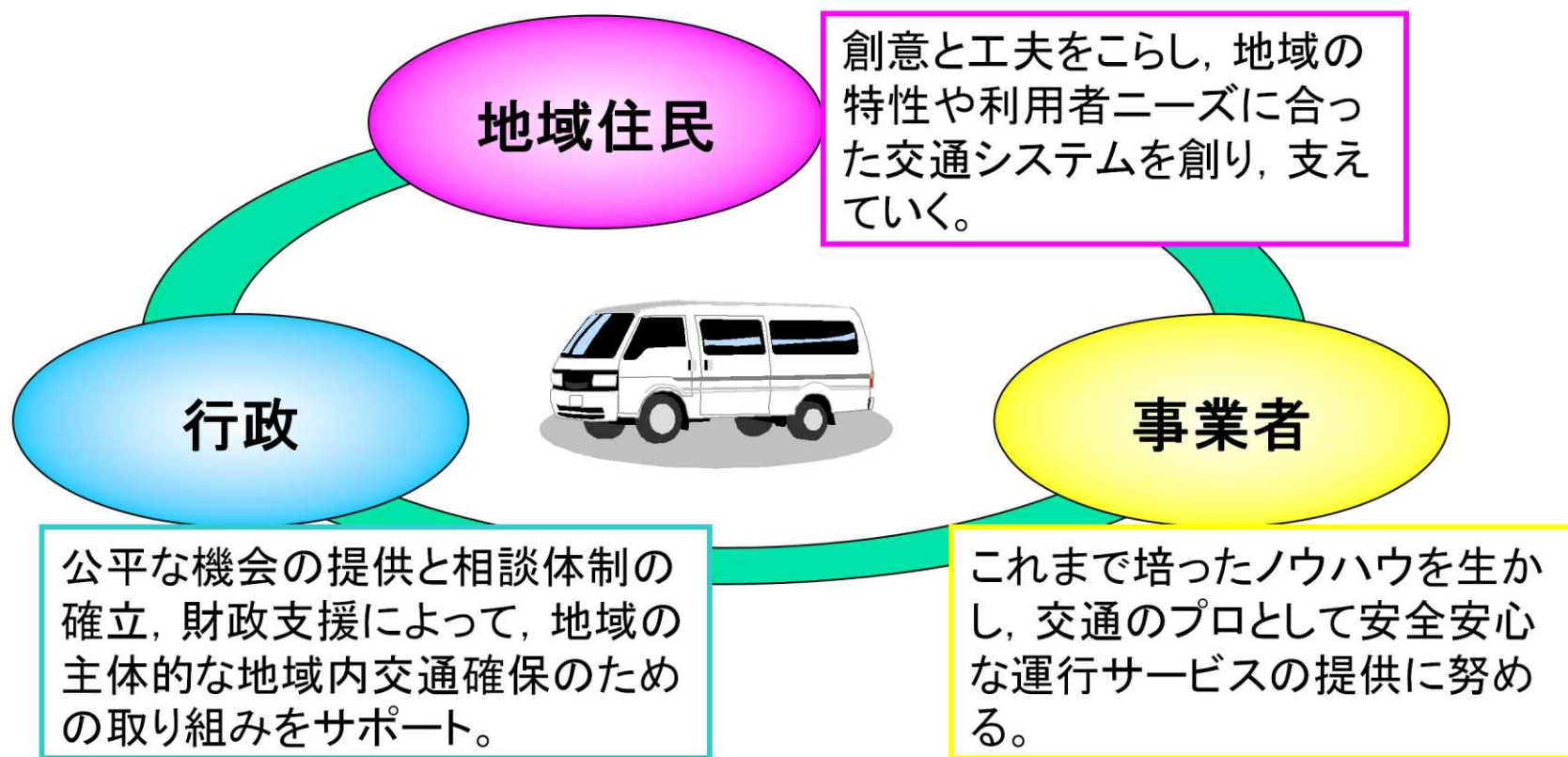
- ・地域の中心地にある商店や医院へ、あるいは最寄の
JR駅、古川への幹線バス路線等への乗り継ぎ

【機能分担】

- ・既存の公共交通機関との競合を避け、相乗的な利用促進
が期待できるようなルート・ダイヤ設定

地域内交通における役割分担と連携，協働

■各主体が連携し，協働して支える仕組みづくり



地域内交通運行のルール(1)

■市の財政支援

★市補助金・・・運行委託料の85%

さらに、事務経費として年間最大30万円の補助

※乗車率・収支率の目標を達成すれば、以降3年間は継続可能(サービス等の変更にはチャレンジできる期間)

■収支率

★収支率(収入÷運行委託料)・・・15%以上

➡ 運行委託料の15%を運賃等の収入で賄えるような運行とする。 ※人口密度を考慮し鬼首地区については10%以上

地域内交通運行のルール(2)

■乗車率 (平均乗車人数の目標値)

★乗車率・・・15%以上

➡ 効率的・効果的な運行であること

= ある程度、まとまった需要で運行することが必要

※人口密度を考慮し鬼首地区については10%以上

- ・運行車両・・・ジャンボタクシー(乗車定員9人)の場合

平均して1.35人(9人×15%)の乗車

- ・運行車両・・・普通タクシー(乗車定員4人)の場合

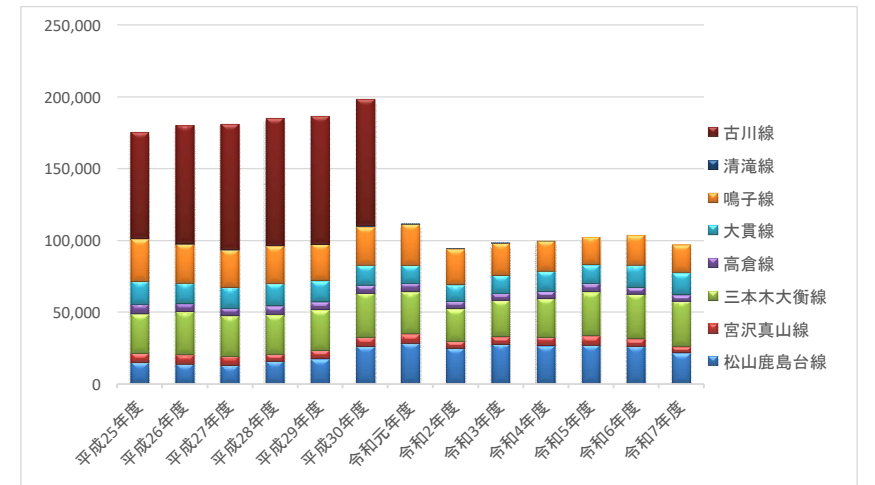
平均して0.6人(4人×15%)の乗車

市民バス等の利用状況について

1 市民バスの利用状況(令和7年4月～令和8年3月)

(単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
古川線	73,576	82,375	87,241	88,336	89,091	88,174	－	－	－	－	－	－	－
清滝線	770	574	535	535	351	495	374	345	325	177	－	－	－
鳴子線	29,512	27,081	25,912	26,274	25,247	26,931	28,300	24,885	22,091	20,685	19,699	21,165	19,559
大貫線	15,928	14,294	14,497	15,522	14,651	13,612	12,879	11,379	12,895	14,121	13,022	15,123	15,255
高倉線	6,817	5,597	5,411	6,061	5,512	5,817	5,826	5,254	4,773	4,791	5,657	4,687	4,457
三本木大衡線	27,271	29,875	28,020	27,529	28,447	30,721	29,118	22,647	25,261	27,135	30,551	31,361	31,788
宮沢真山線	6,592	6,425	6,314	5,030	5,646	6,138	6,539	5,004	5,176	5,961	6,630	5,180	4,408
松山鹿島台線	14,749	13,761	12,952	15,659	17,557	26,154	28,333	24,719	27,670	26,525	26,910	26,135	21,458
合 計	175,215	179,982	180,882	184,946	186,502	198,042	111,369	94,233	98,191	99,395	102,469	103,651	96,925
合計(古川線を除く)	101,639	97,607	93,641	96,610	97,411	109,868	111,369	94,233	98,191	99,395	102,469	103,651	96,925

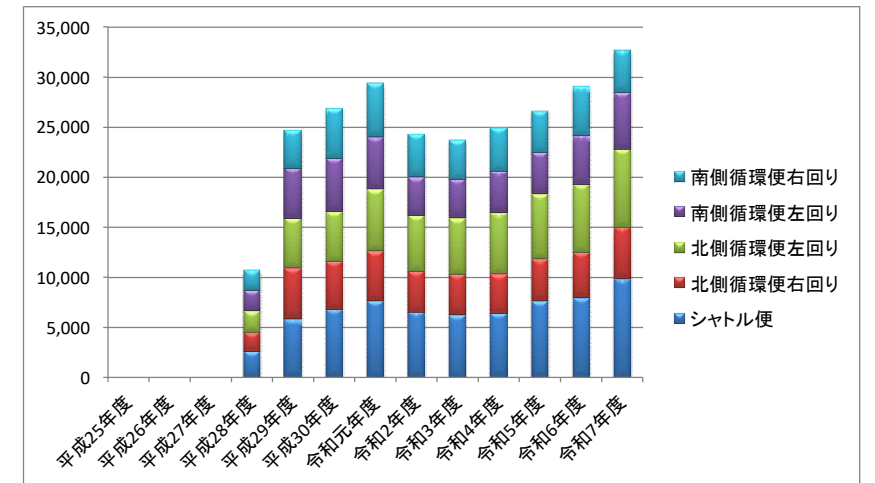


※古川線は令和元年度から栗原市民バスに移行

2 中心市街地循環便の利用状況(令和7年4月～令和8年3月)

(単位:人)

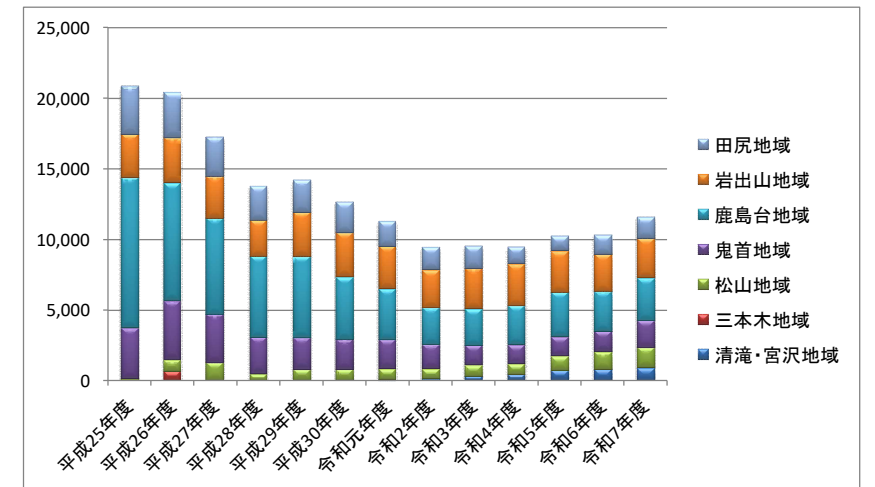
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
南側循環便右回り	－	－	－	1,968	3,812	4,972	5,363	4,290	3,861	4,347	4,166	4,891	4,161
南側循環便左回り	－	－	－	2,063	5,006	5,308	5,194	3,839	3,860	4,132	4,169	4,877	5,710
北側循環便左回り	－	－	－	2,134	4,976	4,970	6,134	5,562	5,653	6,128	6,492	6,830	7,824
北側循環便右回り	－	－	－	1,909	5,067	4,815	5,023	4,104	4,022	3,941	4,203	4,486	5,120
シャトル便	－	－	－	2,615	5,847	6,806	7,654	6,510	6,274	6,378	7,627	7,986	9,849
合 計	－	－	－	10,689	24,708	26,871	29,368	24,305	23,670	24,926	26,657	29,070	32,664



3 地域内交通の利用状況(令和7年4月～令和8年3月)

(単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
田尻地域	3,397	3,206	2,740	2,419	2,271	2,113	1,782	1,586	1,556	1,207	1,014	1,335	1,501
岩出山地域	3,056	3,204	2,967	2,561	3,141	3,151	3,030	2,650	2,884	2,948	2,944	2,634	2,795
鹿島台地域	10,670	8,333	6,816	5,767	5,730	4,413	3,573	2,633	2,602	2,785	3,147	2,798	3,045
鬼首地域	3,568	4,197	3,399	2,578	2,249	2,134	2,078	1,717	1,371	1,325	1,364	1,458	1,898
松山地域	158	807	1,298	472	799	805	761	673	803	761	1,010	1,264	1,446
三本木地域	－	664	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
清滝・宮沢地域	－	－	－	－	－	－	86	176	316	443	736	797	898
合 計	20,849	20,411	17,220	13,797	14,190	12,616	11,310	9,435	9,532	9,469	10,215	10,286	11,583



令和7年度大崎市地域内交通運行状況

【 令和7年4月～令和8年3月 】

令和8年4月1日現在

地域				松山地域			鹿島台地域			岩出山地域			鳴子温泉地域鬼首地区			田尻地域			古川地域清滝・宮沢地区		
運行状況				実証運行：平成25年10月			実証運行：平成24年10月			実証運行：平成24年4月			実証運行：平成24年10月			実証運行：平成23年10月			実証運行：令和元年10月		
				本格運行：平成26年10月			本格運行：平成25年10月			本格運行：平成25年4月			本格運行：平成25年10月			本格運行：平成24年10月			本格運行：令和4年10月		
名称				コスモス号			鹿島台三之助わらじ号			やまゆり・もみの木			鬼っこ号			くるくる号			ほたる号		
運行方式・便数				予約（フルデマンド）型 乗り合い方式			定時定路線方式（上り4便・下り3便・循環6便）			予約（フルデマンド）型 乗り合い方式（1時間毎・9便・15台運行）			定時定路線方式（上り・下り計7便）			予約（フルデマンド）型 乗り合い方式			予約（デマンド）型 乗り合い方式		
				（1時間毎・1日8便）									（1時間毎・1日12便・13台運行）			予約（デマンド）型 乗り合い方式（9：30・10：30・2便）			（2時間毎・1日5便）		
運行日・運行時間 〔土・日・祝・年末年始運休〕				・平日のみ（火曜～金曜日） ・8時台～16時台			・平日のみ（月曜～金曜日） ・7：40～11：59（最終便到着時刻）			・平日のみ（月曜～金曜日） ・7時台～15時台			・平日のみ（月曜～金曜日） ・5：20～19：15（最終便到着時刻）			・平日のみ（月曜～金曜日） ・8時台～16時台			・平日のみ（火・水・金曜日） ・8時台～16時台		
運賃				予約型乗り合い方式			定時定路線方式			予約型乗り合い方式			予約型乗り合い方式			予約型乗り合い方式			予約型乗り合い方式		
				300円（松山地域内） 600円（松山地域⇄鹿島台2拠点・美里町1拠点）			300円 150円（小学生・障がい者(手帳提示)・運転免許自主返納者(割引乗車証提示)）			500円（学生300円）			200円（鬼首地区限定） 定時定路線方式 200～500円			500円			200円（清滝・宮沢地区内） 500円（清滝・宮沢地区⇄古川中心部14拠点）		
会員登録				会員登録した方 （996人 ※R8.4時点）			令和3年10月より定時定路線のみのため会員登録不要			岩出山地域内に居住し、会員登録した方 （760人 ※R8.4現在）			鬼首地区に居住し、会員登録した方 （427人 ※R8.4現在）			田尻地域内に居住し、会員登録した方 （668人 ※R8.4時点）			清滝・宮沢地区に居住し、会員登録した方 （430人 ※R8.4時点）		
人口（R8.4現在）				5,039人			10,468人			8,875人			702人			9,133人			2,756人		
世帯数（R8.4現在）				2,174世帯			4,611世帯			3,970世帯			349世帯			3,661世帯			1,089世帯		
高齢化率（R8.4現在）				42.5%			38.8%			46.5%			61.8%			42.7%			46.2%		
運行事業者				（有）三本木タクシー			鹿島台タクシー（株）			（株）宝殿			（有）鳴子中央タクシー			（有）高泉タクシー			（株）昭和タクシー （有）安全三和タクシー （有）古川観光タクシー		
運行車両				普通タクシー車両1台			ジャンボタクシー車両2台			小型バス車両14人乗り（定員6名）及び普通タクシー車両（定員4名）			ジャンボタクシー9人乗り車両			普通タクシー車両2台			普通タクシー車両1台		
令和8年度運行委託料（円）				18,000円			55,400円			38,500円			23,000円			26,160円			23,000円		
乗車率 （平均）	R5	R6	R7	16.1%	19.8%	22.6%	11.1%	9.8%	10.8%	16.4%	14.7%	15.7%	6.9%	7.8%	9.7%	8.0%	11.4%	12.9%	25.0%	26.5%	30.1%
収支率 （平均）	R5	R6	R7	17.1%	19.1%	19.1%	8.1%	7.3%	8.7%	16.1%	14.8%	15.2%	5.0%	4.9%	5.1%	6.8%	9.5%	10.2%	12.1%	17.2%	17.7%
運行エリア				自宅～目的地・地域外拠点3ヵ所			地域内バス停70ヵ所 （フリー乗降区間有り）			自宅～目的地（H26.4.1～）			自宅近くの生活道路 ～地域内54ヶ所			自宅～目的地（H27.10.1～）			自宅～目的地・地区外拠点14ヵ所		

令和 7 年度大崎市地域公共交通活性化協議会事業報告書

1 地域公共交通活性化協議会の開催

- ・ 活性化協議会設置規則第 2 条に掲げる事項について調査審議するため、活性化協議会を 5 回開催（うち書面協議 2 回）した。※協議内容は、資料 3 - 2 参照
- ・ 大崎市地域公共交通活性化協議会運賃料金部会は、2 回開催した。

2 地域公共交通網再編事業の推進

①市民の利便性向上につながる市民バス運行の検討

- ・ 鬼首地域内公共交通の定時定路線について、上り 1 便の定期利用者として高校生の利用が生じたことから、R 6 年度に廃止した便について、運行事業者との調整を行い復活した。（第 2 回協議会承認）
- ・ 鹿島台地域内交通の利用者を増やすため、鹿島台商業高等学校の生徒を対象として、運賃の引き下げと校門前に地域内公共交通のバス停を追加した。（第 3 回協議会承認）
- ・ 三本木大衡線について、仙台河川国道事務所の古川東バイパスの供用開始に伴い、通行する道路に変更があったことから、運行経路の変更を行った。（第 5 回協議会承認）
- ・ 大崎市役所前本庁舎建設の際から検討していたバス停「大崎市役所前」と、多くの市民に利用されている地域交流センター（通称 あすも）の利便性向上のため、バス停「地域交流センター（あすも前）」を新設した。（第 5 回協議会承認）
- ・ 中心市街地循環便の南側循環便の利便性向上のため、バス停「中里南」北側について、ヨークベニマル中里店近くに移設した。（第 5 回協議会承認）
- ・ 松山地域内公共交通の区域内にあった J A 新みやぎ松山支店が鹿島台支店内に統合されたことから、区域外の鹿島台支店を乗降場所として新たに指定した。（第 5 回協議会承認）

3 利用促進事業の推進

①バスの乗り方教室の開催支援

- ・ 令和 7 年 10 月 19 日（日）開催。

②高校生・市民アンケート調査の実施

- ・ 小学生高学年、中学生、高校生、市民（検診会場）でアンケートを実施した結果は、1 年以内にバスに乗車したことがないとした回答者が、小中学生と市民が 6 割を超え、高校生が 35 % 程度だった。※第 5 回協議会で報告

③大崎市民バスマップ・総合時刻表の改正・配布

- ・ 色麻線の時刻表変更、及び前回作成以降の修正について、令和 8 年 4 月 1 日付大崎市民バスマップ総合時刻表について、Web サイトの変更や印刷対応を行った。

令和7年度 大崎市地域公共交通活性化協議会開催状況

回数	日時・会場	区分	内 容	結果
第1回	令和7年5月20日 午前10時00分～ 本庁舎3階 302会議室	協議	(1) 令和6年度大崎市地域公共交通活性化協議会事業報告について	承認
		協議	(2) 令和6年度大崎市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算及び監査報告について	承認
		協議	(3) 令和7年度大崎市地域公共交通活性化協議会開催予定について	承認
		協議	(4) 令和7年度大崎市地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算について	承認
		協議	(5) 生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」について	承認
第2回	令和7年9月9日 書面審議	報告	(1) 鬼首地域内公共交通の運行計画の変更について	承認
		報告	(2) 仙台河川国道事務所工事に伴うバス停移設について	承認
		協議	(3) 生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統)の変更について	承認
第3回	令和7年9月19日 午前11時～ 大崎市本庁舎4階 災害対策本部室	報告	(1) 大崎市地域公共交通活性化協議会 第1回運賃料金部会について ① 鹿島台地域内交通の中学生・高校生の運賃変更について	承認
		協議	(1) 鹿島台地域内公共交通の運行計画の変更について	承認
第4回	令和8年1月28日 書面審議	協議	(1) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(令和7年度生活交通ネットワーク計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」に基づく事業)について	承認
第5回	令和8年2月25日 午前10時～ 大崎市本庁舎4階 災害対策本部室	協議	(1) 三本木大衡線の運行経路の変更について	承認
		協議	(2) バス停「大崎市役所前」及び「地域交流センター(あすも前)」の新設及び大貫線の時刻表変更について	承認
		協議	(3) バス停「中里南」の移設について	承認
		協議	(4) 松山地域内公共交通に係る区域外への運行について	承認

令和7年度 大崎市地域公共交通活性化協議会運賃料金部会 開催状況

回数	日時・会場	区分	内 容	結果
第1回	令和7年9月19日 午前10時30分～ 大崎市本庁舎4階 災害対策本部室	協議	(1) 鹿島台地域内公共交通の運賃の変更について	承認
第2回	令和8年2月25日 午前11時30分～ 大崎市本庁舎4階 災害対策本部控室	協議	(1) 三本木大衡線の運行経路の変更による運賃について	承認
		協議	(2) バス停「大崎市役所前」及び「地域交流センター(あすも前)」の新設による運賃について	承認
		協議	(3) バス停「中里南」の移設による運賃について	承認
		協議	(4) 松山地域内公共交通に係る区域外への運行による運賃について	承認

資料4

令和7年度大崎市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算書

1 歳 入

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
1 負担金	1 負担金	1 負担金	505,000	505,000	0	大崎市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	9,235,000	9,235,000	R7地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	504,373	504,373	0	前年度繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑 入	27	845	818	預金利息等
合 計			1,009,400	10,245,218	9,235,818	

2 歳 出

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
1 運営費	1 会議費	1 会議費	120,000	93,173	△ 26,827	委員報酬等・お茶代
	2 事務費	1 事務費	20,000	3,630	△ 16,370	振込手数料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	860,000	0	△ 860,000	
3 返還金	1 返還金	1 返還金	0	9,235,000	9,235,000	大崎市へ繰出
4 予備費	1 予備費	1 予備費	9,400	0	△ 9,400	
合 計			1,009,400	9,331,803	8,322,403	

(歳入決算額) — (歳出決算額) = (残額)
 10,245,218円 9,331,803円 913,415円
 ※ (残額) 913,415円 は翌年度に繰越し

大崎市地域公共交通活性化協議会財務規程の変更について

1. 変更理由

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）等の国の補助金は、国から協議会へ交付され、協議会から市へ繰り出すことから、財務規程の第4条2別表第2に規程する「歳出予算の款、項及び目の区分」について、「款 3 繰出金 項 1 繰出金 目 1 繰出金」を追加する提案をするもの。

2. 変更内容

○変更前

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費

○変更後（変更部分赤字）

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 繰出金	1 繰出金	1 繰出金
4 返還金	1 返還金	1 返還金
5 予備費	1 予備費	1 予備費

令和8年度 大崎市地域公共交通活性化協議会開催予定

回数	日時・会場	区分	内 容
第1回	令和8年5月22日(金) 午前10時00分～ 大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室	報告	(1)大崎市地域公共交通活性化協議会とは
		報告	(2)大崎市の公共交通について
		協議	(1)令和7年度大崎市地域公共交通活性化協議会事業報告について
		協議	(2)令和7年度大崎市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について
		協議	(3)令和8年度大崎市地域公共工津活性化協議会開催予定について
		協議	(4)令和8年度大崎市地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算について
		協議	(5)生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」について
		協議	(6)第2次大崎市地域公共交通計画の策定に係る基本方針について
第2回	令和8年9月頃	協議	○第2次大崎市地域公共交通計画策定(素案)について
第3回	令和8年11月頃	協議	○第2次大崎市地域公共交通計画策定(中間案)について
第4回	令和9年1月下旬頃	協議	○第2次大崎市地域公共交通計画策定(最終案)について ○地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(令和8年度生活交通ネットワーク計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」に基づく事業)について ○4月改正案件
第5回	令和9年3月下旬頃 (予定)	協議	○第2次大崎市地域公共交通計画策定について

令和 8 年度大崎市地域公共交通活性化協議会予算

1 歳 入

(単位：円)

款	項	目	本年度(8年度) 予算額	前年度(7年度) 予算額	増 減 額	説 明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	11,284,000	505,000	10,779,000	大崎市負担金11,874,000
2 補助金	1 補助金	1 補助金	11,226,000	0	11,226,000	R8地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統)9,235,000 地域公共交通調査事業補助金1,991,000
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	913,415	504,373	409,042	前年度繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑 入	585	27	558	預金利息等
合 計			23,424,000	685,150	22,738,850	

2 歳 出

(単位：円)

款	項	目	本年度(8年度) 予算額	前年度(7年度) 予算額	増 減 額	説 明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	120,000	120,000	0	委員報酬・旅費・会場冷暖房等使用料,会議用茶菓代
	2 事務費	1 事務費	50,000	20,000	30,000	郵送料,印紙代,振込手数料,消耗品等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	14,009,000	860,000	13,149,000	・計画策定事業13,500,000 ・市民バスマップ総合時刻表作成経費等509,000
3 繰出金	1 繰出金	1 繰出金	9,235,000	0	9,235,000	大崎市へ繰出
4 返還金	1 返還金	1 返還金	0	0	0	
5 予備費	1 予備費	1 予備費	10,000	9,400	600	
合 計			23,424,000	1,009,400	22,414,600	

■補足説明

●歳入科目 ・負担金 ・繰越金	令和7年度は,市民バスマップ総合時刻表・クリアファイルを作成しなかったため,令和8年度予算は繰越金が前年より多くなっています。
●歳出科目 ・会議費 ・事業費	・令和8年度は,公共交通計画を協議会で策定することから,その点を踏まえた事務費,委託費を計上しています。 ・市民バスマップ総合時刻表の作成費用について,物価高騰分を考慮して計上しています。 参考: R7作成見積 10,000部 462,000円(税込)

令和 9 年地域公共交通確保維持改善計画
(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)

令和 8 年 5 月 ●● 日

(名称) 宮城県大崎市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大崎市は、平成 18 年 3 月 31 日、旧古川市、旧松山町、旧三本木町、旧鹿島台町、旧岩出山町、旧鳴子町、旧田尻町の 7 市町が合併誕生し、総人口 119,615 人（令和 8 年 4 月 1 日住民基本台帳人口）面積は 796.81km²を有している。このうち、岩出山地域（高齢化率 46.5%）及び、鳴子温泉地域（高齢化率 54.3%（鬼首地区 61.8%））、田尻地域（高齢化率 42.7%）は過疎地域の指定となっており、近年高齢化が進んでいる地域となっている。

本市の公共交通は、「大崎市公共交通再編計画策定の基本方針」に基づき再編を進め、平成 28 年 5 月に策定した「大崎市地域公共交通網形成計画」において、本市と周辺市町村を結ぶ「広域路線」、市内各地域と古川地域中心部を結ぶ「幹線路線」、各地域内での日常生活路線である「地域路線」、中心市街地を循環する「中心部路線」を位置付け、それぞれのネットワークによる効率的・効果的な交通体系の確立に向けて各種施策に取り組んでいる。地域内の移動手段として重要な役割を果たす住民主体による「地域路線」については、行政によるバス運営からの移行を目指し、平成 24 年 10 月に田尻地域の開始を皮切りに、岩出山地域、鹿島台地域、鳴子温泉地域鬼首地区、松山地域、令和 4 年 10 月に古川清滝・宮沢地域が本格運行を開始した。

広い中山間地域を有する岩出山地域及び鳴子温泉地域は、高齢者世帯などが増える中、自動車免許を持たない交通弱者の通院や買い物、日々の暮らしを支える公共交通を維持・確保することを重要な地域課題とし、岩出山地域においては、平成 25 年 4 月から本格運行（4 条許可）を開始し、鳴子温泉地域においても、同年 10 月から鬼首地域内交通定時定路線型・予約型乗合タクシーの本格運行を開始した。

また、平成 26 年 7 月の大崎市民病院本院の移転・開院に合わせ、大崎市民病院への交通アクセスを確保するため、株式会社ミヤコーバスが JR 古川駅と大崎市民病院を結ぶ大崎市民病院線（シャトルバス）の運行を開始し、その後、本市の中心市街地（古川地域）における交通空白地対策と通院や通勤・通学、買い物など、市民の日常生活における移動手段を確保することを目的に、事業者路線から市民バスに形態を変え、運行ルートを拡大する形で平成 28 年 10 月より大崎市中心市街地循環便の実証運行を開始し、平成 29 年 10 月より本格運行に移行した。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

令和 4 年 6 月に策定した大崎市地域公共交通計画において、大崎市中心市街地循環便（93 ページ）、地域内公共交通（91 ページ）の今後の方針を定めている。令和 8 年度目標値として「地域内公共交通の乗車率」について、11.6%の現状以上、「中心市街地循環便の年間利用者数」について、29,368 人／年の現状以上と定めており、当該目標を達成するために、以下のとおり定めるものとする。

【古川地域】

- ・本市の交通拠点であるＪＲ古川駅と大崎市民病院との交通アクセスを確保するとともに、中心市街地（古川地域）における交通空白地対策と通院や通勤・通学、買い物など、市民の日常生活における移動手段を確保する。
- ・着実な利用の定着化とともに、利用者増を目指した取組みを推進する。
- ・日平均利用者数を、**１２５**人以上（年間利用者数**３０、３７５**人）とする。

	令和 ７ 運輸年度 (令和 ６ 年 １０ 月～ 令和 ７ 年 ９ 月) 実績	目標値	
		令和 ８ 年度	令和 ９ 年度
大崎市中心市街地循環便 (北側循環便・南側循環便・ シャトル便)	１２２．０ 人	１２５ 人	１３０ 人

【岩出山地域】

- ・岩出山地域におけるＪＲ各駅や市民病院分院への交通アクセスを確保するとともに、買い物や個人宅への移動など、市民の日常生活における交通手段を確保する。
- ・地域内の実情に応じた、デマンドタクシーを継続できるサービス内容を確立する。
- ・着実な利用の定着化とともに、利用者増を目指した新たな取組みを実現する。
- ・乗車率の目標を**１５％**（令和**７**年度実績**１５．７％**）以上とし、達成するための日平均利用者数を、それぞれ以下のとおりとする。

	令和 ７ 運輸年度 (令和 ６ 年 １０ 月～ 令和 ７ 年 ９ 月) 実績	目標値	
		令和 ８ 年度	令和 ９ 年度
普通タクシー（４人定員） ※１日 ８ 便運行	１１．０ 人	１２ 人	１３ 人
ジャンボタクシー （６人定員） ※１日 ７ 便運行			

【鳴子温泉地域鬼首地区】

- ・地域内の実情に応じた、定時定路線型及びデマンドタクシーを継続できるサービス内容を確立する。
- ・着実な利用の定着化とともに、利用者増を目指した新たな取組みを実現する。
- ・乗車率の目標を**１０％**（令和**７**年度実績**９．７％**）以上とし、達成するための日平均利用者数を、それぞれ以下のとおりとする。

※１日**７**便運行するうち、補助対象となるのは**３**便。（令和**７**年**１０**月**１**日から**１**便増便）

	令和 ７ 運輸年度 (令和 ６ 年 １０ 月～ 令和 ７ 年 ９ 月) 実績	目標値	
		令和 ８ 年度	令和 ９ 年度
定時定路線型 ※１日 ７ 便運行 (補助対象の ３ 便)	４．２ 人 (４．２ 人) ※ ７ 便/ ３ 便の実績	５ 人 (４ 人)	５ 人 (４ 人)

(2) 事業の効果

【古川地域】

大崎市中心市街地循環便の運行を維持することにより、ＪＲ古川駅と大崎市民病院間のアクセス及び古川地域中心部における生活交通が確保される。また、ＪＲ古川駅を起点として、鉄道及び他の路線バスとの接続を確保することにより、古川地域における外出機会の創出につながる。

【岩出山地域】

ＪＲ各駅や市民病院分院、加えて個人宅への運送も行うことで、生活交通が確保される。また、鉄道及び路線バスを起点とした岩出山地域と市内他地域間の移動手段が確保され、外出機会の創出につながる。

【鳴子温泉地域鬼首地区】

定時定路線型とデマンド型の併用により、鬼首地区と鳴子温泉地区（ＪＲ鳴子温泉駅、市民病院分院等）のアクセス、鬼首地区内の生活交通が確保される。また、鉄道及び他の路線バスを起点とした鳴子温泉地域鬼首地区と市内他地域間の移動手段が確保され、外出機会の創出につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

令和7事業年度における事業評価の結果、利用者数については、目標値を達成できなかった路線が3路線中1路線（大崎市岩出山地域内（予約型））あり、達成率は、岩出山地域内交通が86.2%であった。

1次評価では、前回の評価結果に基づく改善の取り組みについて、計画に位置づけられ適切に実施されているとの評価を得た。

今後の改善点は、各路線について、以下の内容であった。

【大崎市中心市街地循環便（定時定路線）（古川地域）】

利用実績、ニーズの把握に努め、適切な運行計画の見直しを行う。

運転免許自主返納者への支援について、引き続き検討するとともに、古川地域に存する高校への周知活動を継続することで、利用者の増加を目指す。

【大崎市岩出山地域内（予約型）】

利用実績、ニーズの把握に努め、適切な運行計画の見直しを行う。

新規利用に繋げるための啓発活動を継続し、また定期利用者の増に繋がる方法を検討する。

【大崎市鳴子温泉地域内（定時定路線）】

利用実績、ニーズの把握に努め、適切な運行計画の見直しを行う。

2次評価では、バスマップの配布や利用者を対象としたモビリティマネジメントの取り組みなどにより、概ね目標達成できている点について評価いただくとともに、利用実績やニーズ把握に努め、適切な運行計画の見直しを行いつつ、さらなる需要の掘り起こしに繋がる取り組みの展開について助言された。

これを踏まえ、令和9事業年度においては、以下の事業を行う。

【古川地域】

- ・市内中心部の公立高校に対し、バスマップ総合時刻表の配布等を行う。（大崎市、事業者）
- ・一般市民に向けた「バスの乗り方教室」の実施及びバスマップ・総合時刻表の配布等を行う。（大崎市、事業者）
- ・運転免許自主返納者に対する支援制度の周知を強化するとともに、待合環境の整備について検討する。（大崎市、事業者）

【岩出山地域】

- ・住民に対する支所だよりやチラシの配布，町内会，地域行事等での利用の呼びかけを行う。また，民生委員が一人暮らしをしている高齢者に対して積極的な呼びかけを行い，移動が困難である人々（交通弱者）への周知活動に力を入れている。（大崎市，運営委員会会員）
- ・利用をしている70歳以上の一人暮らしの高齢者へ向けた無料券の配布や一定期間内に利用した人への記念品贈呈など，更なる利用促進を図っている。
また，運転免許を自主返納した登録者への無料券配布など，登録をしているものの利用していない人へ向けた利用促進も図り，今後もこれらの取組みを継続していく。（運営委員会）
- ・利用状況を分析し，現状に応じた運行内容を検討する。（運営委員会）

【鳴子温泉地域鬼首地区】

- ・住民に対するチラシの配布，町内会や地域行事等での利用の呼びかけを行う。（大崎市，運営委員会会員）
- ・利用状況を分析し，現状に応じた運行内容を検討する。（運営委員会）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

【古川地域】

- 1) 運行系統・区域の概要
 - 古川地域内（中心市街地）
 - JR古川駅～大崎市民病院間（北側循環便，南側循環便，シャトル便）
- 2) 事業の概要
 - 運行方式…一般乗合
 - 運行日・時間…平日（月～金曜日）運行。土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）運休。
午前7時台～午後7時台の1日20便運行（北側循環便：8便（うち大崎市民病院方面を経由しない便が2便，穂波地区を経由しない便が1便），南側循環便：7便，シャトル便：5便）
 - 運行事業者…株式会社ミヤコーバス
 - 運行車両…定員40人の乗合バス車両3台
 - 運賃…1人1乗車100円（1日フリー乗車券200円）
- 3) 計画期間
 - 平成29年10月1日より本格運行を実施した。

【岩出山地域】

- 1) 運行系統・区域の概要
 - 岩出山地域内全域
- 2) 事業の概要
 - 運行方式…事前予約型による，自宅から地域内の希望する場所までのフルデマンド方式
 - 運行事業者…株式会社宝殿
 - 運行日・時間…平日（月～金曜日）運行。土日・祝日・年末年始休（12/29～1/3）運休。
 - ①午前7時，8時，9時，10時，11時，午後0時，1時，3時の8便運行
 - ②午前8時～午後2時までの毎時7便運行
 - 運行車両…①普通乗用車1台，定員4人
②ジャンボタクシー車両1台，定員6人
 - 運賃…1人1乗車500円
 - 利用及び会員登録…岩出山地域内に住民登録をしており，会員登録した方が利用可能。

3) 計画期間 ○平成25年4月1日から本格運行を実施。 【鳴子温泉地域鬼首地区】 1) 運行系統・区域の概要 ○鳴子温泉地域鬼首地区内全域 2) 事業の概要 ア) 定時定路線型 ○運行範囲…岩入～JR鳴子温泉駅～鳴子総合支所間 ○運行事業者…有限会社鳴子中央タクシー ○運行車両…9人乗りジャンボタクシー車両 1台 ○運行日・運行便…平日(月～金曜日)運行。土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)運休。 1日7便運行 ※うち、4便はJR鳴子温泉駅と接続しないため補助対象外 ○運賃…1人1乗車200円～500円 ○利用及び会員登録…鬼首地域内に居住をしており、会員登録した方が利用可能。 3) 計画期間 ○平成25年10月1日から本格運行を実施。	5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る3地域各路線について、その運行に係る費用総額約2,700万円のうち、大崎市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。	6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施	7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし	8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし	9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし	10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
【古川地域】 ○対象地域…旧古川地域 ○対象地域の人口…旧古川地域 74,489人(令和8年4月1日住民基本台帳人口) 【地域内交通】 ○対象地域…旧岩出山町地域、旧鳴子町地域(過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域) ○対象地域の人口…旧岩出山町地域 8,875人、旧鳴子町地域 4,571人(令和8年4月1日住民基本台帳人口)	

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
【古川地域】 ○平成28年8月24日 平成28年度第3回大崎市地域公共交通活性化協議会において、大崎市中心市街地循環便運行計画等について協議、合意を得た。（実証運行） ○平成29年6月1日 平成29年度第1回大崎市地域公共交通活性化協議会において、生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（古川地域）について合意を得た。（本格運行）

【地域内交通】

○平成24年8月6日

平成24年度第2回大崎市地域公共交通会議において、鬼首地域内交通の運行計画等について協議、合意を得た。（実証運行）

○平成24年12月25日

平成24年度第4回大崎市地域公共交通会議において、岩出山地域内交通の運行計画等について協議、合意を得た。（本格運行）

○平成25年6月26日

平成25年度第1回大崎市地域公共交通会議において、生活交通ネットワーク計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（岩出山地域、鳴子温泉地域鬼首地区）について合意を得た。（書面議決）

○平成26年4月24日

平成26年度第1回大崎市地域公共交通会議において、平成26年度及び平成27年度の生活交通ネットワーク計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（岩出山地域、鳴子温泉地域鬼首地区）について合意を得た。

○平成27年1月14日

平成26年度第5回大崎市地域公共交通会議において、地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通ネットワーク計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」に基づく事業）について合意を得た。（書面議決）

○平成27年5月28日

平成27年度第2回大崎市地域公共交通活性化協議会において、生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（岩出山地域、鳴子温泉地域鬼首地区）について合意を得た。

○平成28年3月15日

平成27年度第9回大崎市地域公共交通活性化協議会において、「大崎市地域公共交通網形成計画（案）」について協議、合意を得た。

○平成28年5月26日

平成28年度第1回大崎市地域公共交通活性化協議会において、生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（岩出山地域、鳴子温泉地域鬼首地区）について合意を得た。

【古川地域・地域内交通】

○平成29年6月1日

平成29年度第1回大崎市地域公共交通活性化協議会において、生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（古川地域、岩出山地域、鳴子温泉地域鬼首地区）について合意を得た。

○平成30年5月28日

平成30年度第1回大崎市地域公共交通活性化協議会において、生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（古川地域、岩出山地域、鳴子温泉地域鬼首地区）について合意を得た。

○令和元年6月6日

令和元年度第1回大崎市地域公共交通活性化協議会において、生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（古川地域、岩出山地域、鳴子温泉地域鬼首地区）について合意を得た。

○令和2年5月21日

令和2年度第1回大崎市地域公共交通活性化協議会（書面開催）において、生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（古川地域、岩出山地域、鳴子温泉地域鬼首地区）について合意を得た。

○令和3年6月1日

令和3年度第1回大崎市地域公共交通活性化協議会において、生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（古川地域、岩出山地域、鳴子温泉地域、鬼首地区）について合意を得た。

○令和4年6月9日

令和4年度第1回大崎市地域公共交通活性化協議会において、生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（古川地域、岩出山地域、鳴子温泉地域、鬼首地区）について合意を得た。

○令和5年6月7日

令和5年度第1回大崎市地域公共交通活性化協議会において、生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（古川地域、岩出山地域、鳴子温泉地域、鬼首地区）について合意を得た。

○令和6年6月11日

令和6年度第1回大崎市地域公共交通活性化協議会において、生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（古川地域、岩出山地域、鳴子温泉地域、鬼首地区）について合意を得た。

○令和7年5月20日

令和7年度第1回大崎市地域公共交通活性化協議会において、生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（古川地域、岩出山地域、鳴子温泉地域、鬼首地区）について合意を得た。

○令和8年5月22日（予定）

令和8年度第1回大崎市地域公共交通活性化協議会において、生活交通確保維持改善計画「大崎市地域内フィーダー系統確保維持計画」（古川地域、岩出山地域、鳴子温泉地域、鬼首地区）について合意を得た。

19. 利用者等の意見の反映状況

【古川地域】

平成30年度に実施した「公共交通に関する市民意識調査」の結果から、運行時刻やルートに関する要望及び運行事業者からの乗降データ等を総合的に精査し、運行計画の見直しを検討した。

令和元年10月に停留所を新規追加（道の駅おおさき、上古川）するとともに、古川駅と大崎市民病院をつなぐシャトル便のダイヤ改正を行い、利便性の向上を図った。

令和3年10月に、市街地循環便（北側）において新たに宮沢・真山線の既存停留所（下小泉、上古川住宅前）を利用するなど運行経路の一部変更に伴うダイヤ改正を行い、利便性の向上を図った。

令和5年10月に、市街地循環便（北側）においてバス停留所「駅東三丁目」「古川民主病院前」を廃止して、運行経路を一部変更し住民より要望があった新規停留所「いちょう通」を設置。それに伴う一部ダイヤ改正を行い、利便性の向上を図った。

【岩出山地域】

乗降データ及び運行事業者への聞き取りを精査し、運営委員会において協議し、令和元年10月より運行便数の調整を行った。

令和3年10月より学生割引を導入し、利用者層の拡大を図った。

【鳴子温泉地域、鬼首地区】

運営委員会における委員からの意見や乗降データ等を精査及び令和3年度に供用開始となった鳴子総合支所へのアクセス確保を含めた、運行計画の見直しを検討した。

令和3年10月に、鳴子総合支所への乗り入れに伴うダイヤ改正及び運賃改正を行い、利便性の向上を図った。

令和5年4月に、陸羽東線のダイヤ改正に伴うダイヤ改正を行い、利便性の向上を図った。

令和6年10月に運行実態に則して運行便数を1便減便し、運行の効率化を図った。 令和7年10月に、運行実態に則して運行便数を1便増便し、利便性の向上を図る。
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
※該当なし
(2) 交通手段の検討状況
※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 宮城県大崎市古川七日町1-1

(所 属) 大崎市市民協働推進部まちづくり推進課

(氏 名) 今野 泰佑, 宮川 夏喜

(電 話) 0229-23-5069

(e-mail) machi@city.osaki.miyagi.jp

東交交第 1 0 5 号
令和 8 年 3 月 1 0 日

各協議会等代表者 殿

東北運輸局長
(公印省略)

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について

標記について、東北運輸局において二次評価を実施したので、別紙のとおり二次評価結果を通知します。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和8年1月30日

協議会名:大崎市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業者名:地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(2事業年度前)(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
(株)ミヤコーバス	大崎市中心市街地循環便(定時定路線型) ・大崎市市民バスマップ総合時刻表の配付 ・Webサイトでの時刻表情報の発信 ・市民へ乗車率向上のための有効策の検討および周知の徹底	【前回(2事業年度前)の評価結果】 利用実績、ニーズの把握に努め、適切な運行計画に見直しする。 運転免許自主返納者への支援について引き続き検討するとともに、古川地域に存する高校への周知活動も継続し、利用者の増加を目指す。 【評価結果の反映状況】 ・計画への反映の有無:有 ・古川地域の高校の新入生に対して、バス情報を掲載したクリアファイルを配布した。	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。 ・Webサイトでの時刻表情報の発信により、年度途中の時刻表変更にも迅速に対応することができた。 ・バス情報を掲載したクリアファイルを配布したことにより、バス路線の認知度が向上し、利用者増に効果があった。	A 【目標値】 110人/日 【実績値】 122.0人/日 【達成率】110.9%(令和5年度実績値104.6人/日) 実績値は、前年度と比べて増加するとともに、目標を達成した。	利用実績、ニーズの把握に努め、適切な運行計画を検討し、必要に応じて見直しを行う。 運転免許自主返納者への支援内容について引き続き検討するとともに、古川地域だけでなく、市全域における周知活動や運行経路等の改善を実施し、利用者の増加を目指す。
(株)宝殿	大崎市岩出山地域内(予約型) ・市民へ乗車率向上のための有効策の検討および周知の徹底 ・Webサイトでの利用方法等の情報発信	【前回の評価結果】 利用実績、ニーズの把握に努め、適切な運行計画を作成する。 新規利用につなげるための啓発活動を継続し、利用していない会員の方にも利用してもらう方法を検討する。 【評価結果の反映状況】 ・計画への反映の有無:有 ・高齢者1人世帯へ無料乗車券配布のほか、免許自主返納者で利用していない会員への周知を強化したり、乗車キャンペーンを実施するなど、新規利用者だけでなく利用していない会員の利用促進に努めた。	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。 ・無料券の配布や乗車キャンペーンを実施していることから、利用者の減少数は減っているが、実績値については、微減が続いている。 ・高齢者等の利用が期待できる方への周知方法も含め、利用者増に向けた改善に、取り組んで行く。	B 【目標値】 13人/日 【実績値】 11.0人/日 【達成率】84.6%(令和5年度実績値11.2人/日) 実績値は、前年度と比べて微減になるとともに、目標を達成できなかった。	利用実績、ニーズの把握に努め、適切な運行計画を検討し、必要に応じて見直しを行う。 新規利用につなげるための啓発活動を継続し、引き続き利用していない会員の方に利用してもらう方法について、周知方法を含めて検討し、実施する。

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(2事業年度前)(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
(有)鳴子中央タクシー	大崎市鳴子温泉地域内 経路・・・岩入～鳴子総合支所前 (定時定路線型) ・地域内での周知活動 ・Webサイトでの時刻表情報等の情報発信	【前回の評価結果】 利用実績、ニーズの把握に努め、適切な運行計画を作成する。 【評価結果の反映状況】 ・計画への反映の有無:有 ・住民へのチラシ配布や、町内会・地域行事等での利用の呼びかけを行った。	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。 ・利用状況に合わせて運行本数を減らすなど、現状に合わせた対応をおこなっていることから、実績値の微増に繋がった。 今後も、利用要望等に対し、委員会で協議を行い、運行時刻の変更や増減便について、必要に応じて行っていく。	A 【目標値】4人/日 【実績値】4.2人/日 【達成率】105.0% (令和5年度実績値4.1人/日) 実績値は、前年度と比べて増加するとともに、目標を達成した。	利用実績、ニーズの把握に努め、適切な運行計画を検討し、必要に応じて見直しを行う。 利用可能性が高い運転免許自主返納者及び高齢者への周知活動を実施する。
【二次評価】 ・Webサイトでの情報発信やチラシ配布、乗車キャンペーンなど、様々な場所・方法で周知強化・利用促進を図り、利用者増加に繋がっている点を評価します。 ・目標を達成できなかった系統については、原因の分析や地域ニーズの把握を通じて運行の見直しを行う等、具体的な改善策の検討・実施、効果の検証を継続的行っていくことを期待します。					

1. 第2次計画策定の趣旨

『大崎市地域公共交通計画』は、令和4年度から令和8年度までの5年間を期間として、公共交通が果たすべき役割について、公共交通に関わる関係者が一体となって取り組む方向性、考え方等を示す計画として策定しました。

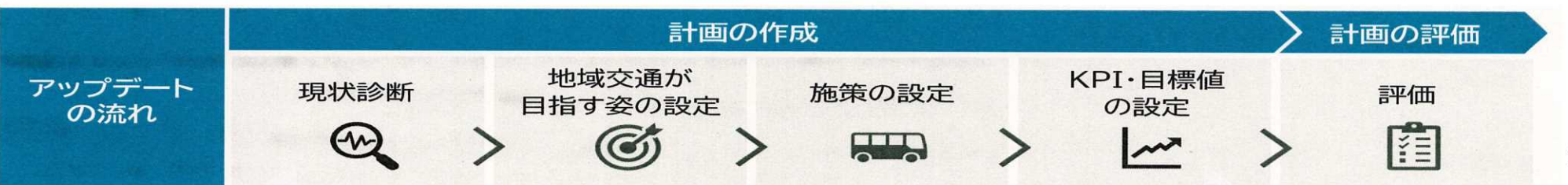
第2次計画では、国土交通省の地域公共交通計画の実質化に向けた検討検討会が令和6年4月に公表した「アップデートガイダンス」を踏まえた策定を行います。

2. 第2次計画の期間

第2次計画は、令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間とします。

3. 見直しの基本方針

- (1) 『地域公共交通計画』の改正については、国の指針に沿った改正を行います。
- (2) 鉄道とバス、バスとバスの乗り継ぎに関する課題について、改善に取り組めます。
- (3) バス路線及びバス停の名称等の見直しについて、検討します。
- (4) 地域内公共交通の在り方について、地域単位で課題を話し合い、解決に向けて取り組めます。



地域公共交通計画の基本構成(例)と本資料の目次

計画の枠組みの検討

地域公共交通計画の基本構成(例) (30ページ程度)

ガイダンス「手順書」で解説していること

地域公共交通計画本体

- ① 基本的な方針
 - ・ 課題の洗い出しの結果
 - ・ 地域交通が目指す姿
 - ・ 計画目標
- ② 計画区域、計画期間
※記載義務事項
- ③ 施策・事業
 - ・ 施策の内容・実施主体・実施スケジュール
- ④ KPI
 - ・ KPI、目標値
- ⑤ PDCAスケジュール
 - ・ 評価体制・評価スケジュール



1. 現状診断

- ・ 現状把握に活用できるモビリティデータや具体的な分析・考察のイメージ
- ・ 現状把握の結果に基づく課題の洗い出しの方法



概要版



データの手引き



2. 地域交通が 目指す姿の設定

- ・ 現状診断の結果を下敷きとした、地域交通が目指す姿(地域交通ネットワーク)の描き方



3. 施策の設定

- ・ 地域交通が目指す姿の実現に向けて、課題を解決するための施策設定の考え方
- ・ 地域が抱える課題や地域の特性に応じた対策(施策)の対応関係



4. KPI・目標値 の設定

- ・ 課題の洗い出しにおける3つの観点とそれに紐づくKPIの設定例
- ・ 施策の進捗・効果を的確に説明できるKPIと目標値の算出方法



概要版



データの手引き



5. 評価

- ・ 計画の実行力を高めるためのモニタリング・評価の内容・手順



データの手引き

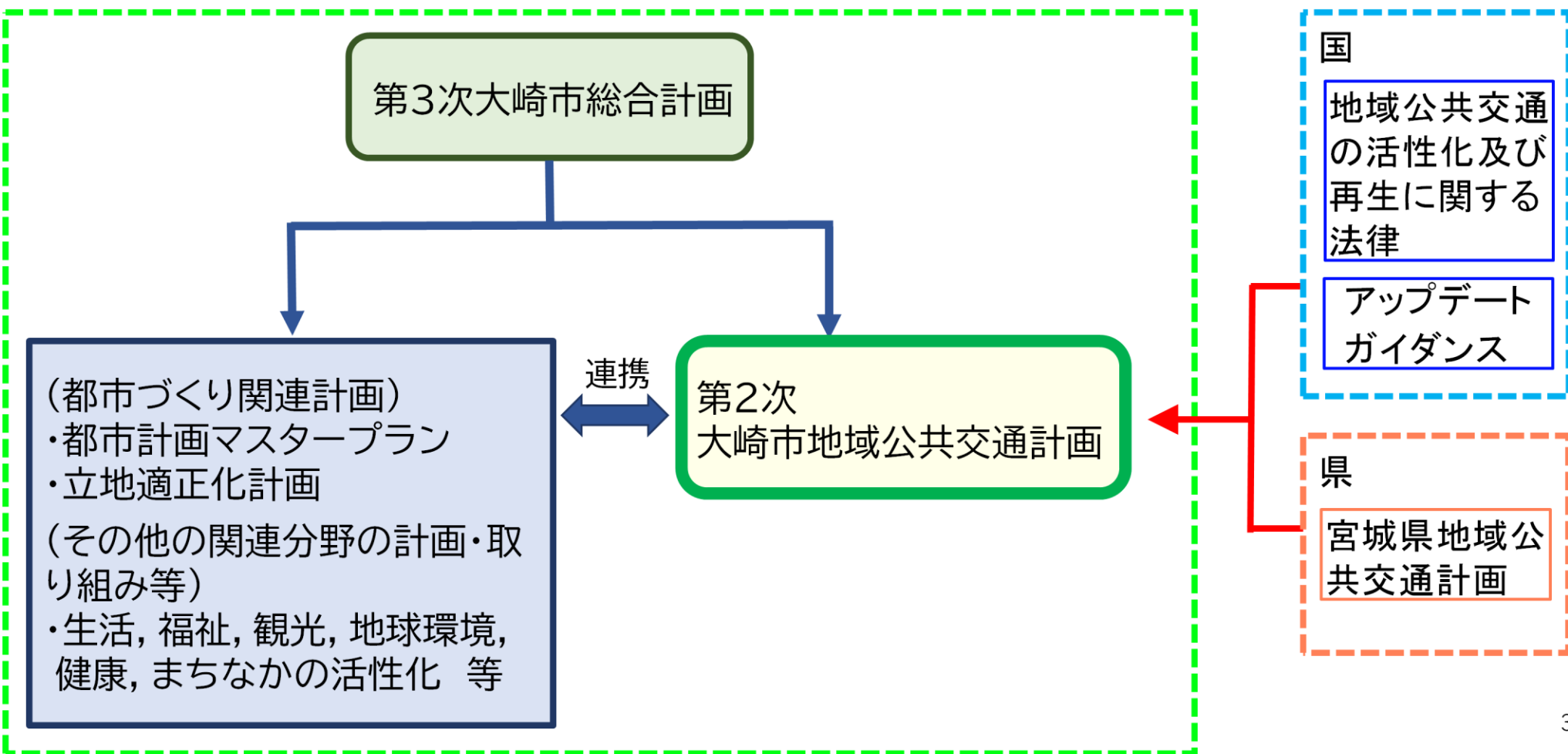
参考資料

- 地域の現状等
- 上位・関連計画の整理
- 自己評価シート

4. 計画の位置づけ

「大崎市地域公共交通計画」は、本市のまちづくりの最上位計画である総合計画の考え方を踏まえた計画です。

大崎市都市計画マスタープラン等の各分野の関連計画と連携を図りながら進めます。また、国の法制度が示す基本方針等に基づき計画を策定するとともに、宮城県地域公共交通計画とも適宜連携を図りながら、計画を推進します。



5. 計画の基本的な構成(計画のアップデート)

- (1) モデルアーキテクチャ(標準構造)に基づく計画・・・国の標準構造に準拠
- (2) 機動的・横断的な実行体制・・・活性化協議会、学術研究機関への委託
- (3) モビリティ・データの利活用・・・OD調査実施、市民バス乗降データの活用

○ 地域公共交通計画は、今後何をするか(アクション)の記載をより充実させます。

従来の地域公共交通計画の構成例

はじめに

- ・計画作成の趣旨及び位置付け

・計画の区域、期間

1 地域の現状等

- ・地勢・地理、社会状況・経済状況

2 上位・関連計画の整理

- ・総合計画、都市計画マスタープラン

・立地適正化計画、観光圏整備計画

- ・その他の計画

3 地域旅客運送サービスの現状等

- ・地域旅客運送サービスの整備・利用状況、利用者の意向等

4 地域旅客運送サービスの役割と課題整理

5 基本的な方針

6 計画の目標

7 目標達成のための施策・事業、

資金調達計画、関係者相互間の連携

8 計画の達成状況の評価

参考資料

- ・法定協議会の構成員・開催状況

- ・地域の現状、地域旅客運送サービスの現状等の詳細整理結果の紹介

- ・目標・数値目標・目標設定の根拠 等

今後の地域公共交通計画の基本構成 (30ページ程度)

<計画本体>

① 基本的な方針

- 地域交通の現状診断 ※現状整理はデジタルを活用

- 目指す姿 ※KGIとして、市民意識調査満足度を設定

※立地適正化計画・総合交通戦略・観光圏整備計画等と連携して設定

② 計画目標・K P I

- 計画目標(5年程度)

- K P I

③ 適材・適所の施策・事業(アクション)

- 事業・実施主体・スケジュール

④ 計画の達成状況の評価

- 具体的なPDCAスケジュール ※“検討”のみは避ける

⑤ 計画の推進力

- 機動的・横断的な実行体制

- モビリティ・データの活用

法定記載事項との関連

基本的な方針【法5②Ⅰ】

計画の目標【法5②Ⅲ】

目標達成に向けた事業・実施主体
【法5②Ⅳ】

達成状況の評価に関する事項
【法5②Ⅴ】

+ 概要カルテ、デジタルデータ

(・地域の現状等 ・上位・関連計画の整理 ・目標等の根拠等)

第1次計画
の振り返り

※現状整理パートについては、共通フォーマット+デジタルデータも活用しながら、特にアンケート調査を施策検証に必要な情報に絞り、総花的・漫然とした実施を避け、効率化を図る。

6. 計画策定主体(大崎市地域公共交通活性化協議会)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項では、地域の関係者を構成員として組織する法定協議会(大崎市地域公共交通活性化協議会)を組織できると定められています。

国では、協議会が中心となって計画の策定や推進を行うよう推奨しており、協議会が計画を策定することに対して、国庫補助(内示:1,991千円)の支援を行っています。

(1) 協議会の構成(法第6条第2項関係)

①地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体		大崎市
②関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者		
公共交通事業者等		JR東日本, ミヤコーバス, 県タクシー協会大崎支部
道路管理者	国	仙台河川国道事務所, 仙台河川国道事務所古川国道維持出張所, 仙台河川国道事務所鳴子国道維持出張所
	県	北部土木事務所
	市	建設部建設課
③関係する公安委員会		古川警察署, 鳴子警察署
④地域公共交通の利用者, 学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者		
利用者		地域内交通運営委員会(2地域), 古川商工会議所運輸交通部会
学識経験者		宮城大学特任教授, 東北運輸局宮城運輸支局, 県企画部地域交通政策課
市が必要と認める者		栗原市, 加美町, 大衡村, 美里町, 宮城県交通運輸産業労働組合

7. 計画策定の推進体制

大崎市地域公共交通活性化協議会

評価・検証・提案

市民参加

- 公共交通関係団体との意見交換
- パブリックコメントの実施
- ワークショップの開催(各地域)
- アンケート調査 など

提言・
提案



庁内体制

庁 議

関係課検討会議

- 都市計画課, 学校教育課, 高齢介護課, 観光交流課, デジタル戦略推進課 など
- 【事務局: まちづくり推進課】

公共交通担当者会議

- まちづくり推進課, 各総合支所地域振興課
- 【事務局: まちづくり推進課】

8. 公共交通計画策定に係る連携の取り組み

令和8年4月16日 連携協定締結

協定の相手先:

国立大学法人
東海国立大学機構
名古屋大学大学院環境学研究科

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科と大崎市の

連携・協力に関する協定書

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科（以下「甲」という。）及び大崎市（以下「乙」という。）は、相互に発展するための連携・協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が共同研究・受託研究を推進するとともに、教育面において連携し、甲が市政への助言を行うこと等により、密接な連携・協力を図り、相互の発展に資することを目的とする。

（連携・協力分野）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 乙における持続可能な地域づくり、交通、観光等に関する行政施策の立案及び推進に関すること。
- (2) 乙の教育、歴史、文化、自然及び環境を活用した学術研究活動に関すること。
- (3) 乙における地域公共交通の活性化・再生に関する施策の立案及び推進に関すること。
- (4) 相互の人材育成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な分野における協力に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく連携・協力において秘密の旨が明示されたうえで知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 提供された時点で既に公知である情報又は提供後に自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
 - (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - (3) 提供された時点で既に自らが保有していたことが書面により立証できる情報であるもの
 - (4) 法令又は裁判所の命令により開示を義務付けられたもの
- 3 前項に規定する守秘義務と、この協定に基づき甲及び乙の間で締結された個別の契約（以下「個別契約」という。）に規定する守秘義務の間で矛盾又は抵触が生じる場合は、個別契約の内容を優先するものとする。

（事業の実施）

第4条 この協定に基づく具体的な事業の連携等については、その都度、甲と乙が個別契約を締結するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の2箇月前までに甲及び乙のいずれか一方から理由を付した書面による解約の申入れがない場合には、同一条件をもって更に1年間更新するものとし、以後同様とする。

（協議解決）

第6条 この協定に記載のない事項又はこの協定の条項の運用に疑義が生じた事項については、甲及び乙がともに誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲及び乙が各自署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 6 日

(甲) 愛知県名古屋千種区不老町
国立大学法人東海国立大学機構
名古屋大学大学院環境学研究科長

(乙) 宮城県大崎市古川七日町1番1号
宮城県大崎市
大崎市長

谷口 龍子

伊藤 康志

9. 計画策定スケジュール(案) 詳細

項目	令和7年度			令和8年度												令和9年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月以降
地域公共交通活性化協議会		協議会 ●			協議会 ●	契約 ●			協議会 ●		協議会 ●			協議会 ●		
基礎調査(バス調査)					起 ●	入札 ●	調査実施 ●	調査結果 ●								
現計画の評価・検証・関係課会議の開催				評価・検証・関係課会議 ●												
地域ワークショップ				ワークショップ準備 ●		ワークショップ実施 ●										
事業者ヒアリング (鉄道・バス・タクシー)				事業者ヒアリング準備 ●		事業者ヒアリング実施 ●										
パブリックコメント											パブリックコメント ●					
政策調整会議・庁議	政策調整会議 ●	庁議 ●							政策調整会議 ●		庁議 ●			政策調整会議 ●	庁議 ●	
議会関係		公共交通調査特別委員会 ●			総務常任委員会 ●						総務常任委員会 ●					
計 画				計画策定作業 ●				中間案策定作業 ●	中間案 ●		最終案策定作業 ●	最終案 ●			策定 ●	

10. 公共交通計画の方向性

計画で検討する取り組み内容

- ① 鉄道と市民バスの連携改善
- ② 市民バスの路線改善・バス停の新設・移設・廃止による改善
- ③ 市民バスの運行時刻改善及び路線連携の仕組みづくり
- ④ 地域内公共交通の在り方（生活面，観光面）
- ⑤ 公共交通の利用者を増やす取り組み（ソフト関係）の方向性（鉄道・バス・タクシー）
- ⑥ スクールバスの有効利用による地域内ドライバー不足対策について
- ⑦ 高齢者の地域社会における足としての公共交通の在り方

計画策定のために実施する取り組み

- ① OD調査：市民バス路線10路線対象
- ② 事業者ヒアリング：鉄道事業者，市民バス事業者，タクシー事業者等への聞き取り調査
- ③ 市民ワークショップ実施（6地域 1回，鳴子温泉地域 3回）
- ④ 検討：高校生ワークショップ実施

11. 公共交通計画の策定に伴う委託内容

(1) 地域公共交通計画のアップデート業務に関する委託

協定に基づき、名古屋大学と計画策定に関する委託契約を締結したいと考えています。

契約形態：随意契約

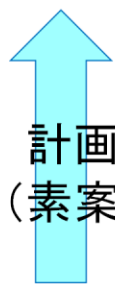
大崎市地域公共交通
活性化協議会
(事務局：まちづくり推進課)

- ・公共交通計画策定主体
- ・委託業務委託者
- ・補助金受託団体

委託契約



計画
(素案)



計画(素案)に
対する意見



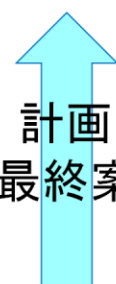
計画
(中間案)



計画(中間案)
に対する意見



計画
(最終案)



名古屋大学大学院
環境学研究科

- ・公共交通計画策定支援
- ・住民懇談会での地域意見の把握(7地域)
- ・路線図及び協定路線の課題の把握・改善提案
- ・OD調査等の調査分析
- ・利用促進策の提案 など

計画案の作成は、委託先のみで作成するのではなく、事務局と大学で密に連携して行います。

11. 公共交通計画の策定に伴う委託内容(つづき)

(2) OD調査業務に関する委託

バスの運行に関するOD調査については、県内調査会社による見積合わせにより委託会社を決定したいと考えています。

契約形態：見積合わせ（方法：3社以上による見積り合わせを実施し、委託先を決定します。）

12. 契約手続きの進め方

随意契約につきましては、事務局で契約手続きを進め、協議会の決裁により決定する方法を考えています。

見積り合わせにつきましては、協議会内部の決裁により仕様書等を決定し、市Webサイト等を活用して参加を募りたいと考えています。予定価格調書につきましては、会長が作成し、見積り合わせを執行したいと考えています。